(三)　特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第四一条の一九関係）

(1)　適用対象となる総合特別区域法の指定会社に係る同法の規定に基づく指定期限を二年延長する。

(2)　適用対象となる特定新規株式の範囲に、地域再生法に規定する特定地域再生事業を行う株式会社で平成二八年四月一日から平成三〇年三月三一日までの間に同法の規定による確認を受けたものにより発行される株式のうち、当該確認を受けた日から同日以後三年を経過する日までの間に発行されるものを加える。

2　法人課税

(一)　エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第一〇条の二、第四二条の五及び第六八条の一〇関係）

(1)　太陽光を変換して電気を得るための機械その他の減価償却資産について、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の認定発電設備（以下「認定発電設備」という。）以外のものを対象資産とする。

(2)　対象資産に認定発電設備以外の風力を変換して電気を得るための機械その他の減価償却資産を加える。

(3)　対象資産から建築物に係るエネルギーの使用の合理化に著しく資する設備を除外する。

(4)　特別税額控除に係る措置の対象資産から車両運搬具を除外する。

(5)　特定エネルギー環境負荷低減推進設備等についてその取得価額から普通償却限度額を控除した金額までの特別償却（即時償却）ができる措置を廃止する。

(二)　中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度が廃止されることに伴う所要の整備を行うこととした。（租税特別措置法第一〇条の三、第四二条の六及び第六八条の一一関係）

(三)　国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は特別税額控除制度について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第四二条の一〇及び第六八条の一四関係）

(1)　一定の機械装置及び開発研究用器具備品で、中核的な特定事業の用に供されるものについて、その取得価額から普通償却限度額を控除した金額までの特別償却（即時償却）ができる措置を廃止する。

(2)　税額控除限度超過額の繰越控除に係る措置を廃止する。

(四)　国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第四二条の一一及び第六八条の一四の二関係）

(1)　機械装置及び開発研究用器具備品の償却割合を一〇〇分の四〇（改正前一〇〇分の五〇）に、建物等及び構築物の償却割合を一〇〇分の二〇（改正前一〇〇分の二五）に、それぞれ引き下げる。

(2)　機械装置及び開発研究用器具備品の税額控除割合を一〇〇分の一二（改正前一〇〇分の一五）に、建物等及び構築物の税額控除割合を一〇〇分の六（改正前一〇〇分の八）に、それぞれ引き下げる。

(3)　税額控除限度超過額の繰越控除に係る措置を廃止する。

(五)　雇用者の数が増加した場合の特別税額控除制度における地方活力向上地域特定業務施設整備計画に係る措置以外の措置について、税額控除限度額の計算の基礎となる基準雇用者数を地域雇用開発促進法の同意雇用開発促進地域内に所在する事業者の事業所において新たに雇用され、その事業年度終了の日においてその事業所に勤務する次に掲げる要件を満たす雇用者の数（以下「特定地域基準雇用者数」という。）とした上、その適用期限を二年延長することとした。なお、特定地域基準雇用者数は、その事業所のみをその事業者の事業所とみなした場合における基準雇用者数及びその事業者の基準雇用者数を上限とした。（租税特別措置法第一〇条の五、第四二条の一二及び第六八条の一五の二関係）

(1)　その事業者との間で労働契約法の有期労働契約以外の労働契約を締結していること。

(2)　短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の短時間労働者でないこと。

(六)　認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の特別税額控除制度の創設

青色申告書を提出する法人が、地域再生法の一部を改正する法律の施行の日から平成三二年三月三一日までの間に、地域再生法の認定地方公共団体に対してその認定地方公共団体が行ったまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金（以下「特定寄附金」という。）を支出した場合には、その事業年度において支出した特定寄附金の額の合計額の一〇〇分の二〇相当額からその特定寄附金の支出について地方税法の規定により道府県民税及び市町村民税（都民税を含む。）の額から控除される金額を控除した金額（その事業年度において支出した特定寄附金の額の合計額の一〇〇分の一〇相当額を上限とする。）の特別税額控除ができることとした。ただし、特別税額控除額については、当期の法人税額の一〇〇分の五相当額を限度とした。（租税特別措置法第四二条の一二の二及び第六八条の一五の三関係）

(七)　雇用者給与等支給額が増加した場合の特別税額控除制度について、特定の地域において雇用者の数が増加した場合の特別税額控除制度の適用を受ける事業年度においても適用できることとした。なお、特定の地域において雇用者の数が増加した場合の特別税額控除制度の適用を受ける事業年度においては、特別税額控除の対象となる雇用者給与等支給増加額から特定地域基準雇用者数、地方事業所基準雇用者数及び地方事業所特別基準雇用者数の算定の基礎となった者に対する給与等の支給額を控除することとした。（租税特別措置法第一〇条の五の三、第四二条の一二の四及び第六八条の一五の五関係）

(八)　特定信頼性向上設備等の特別償却制度について、次のとおり見直しを行うこととした。（租税特別措置法第四四条の五及び第六八条の二六関係）

(1)　特定信頼性向上設備に係る措置について、特定通信・放送開発事業実施円滑化法の実施計画（地域特定電気通信設備供用事業の実施に関するものに限る。）の認定を受けた事業者が取得等をする特定電気通信設備に係る措置とした上、その適用期限を一年一〇月延長する。

(2)　災害対策用基幹放送設備等に係る措置は、適用期限の到来をもって廃止する。

(九)　障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第一三条、第四六条及び第六八条の三一関係）

(1)　対象資産を事業者が有する機械装置及び工場用の建物等で、障害者が労働に従事する事業所にある一定のものに限定する。

(2)　障害者の範囲を障害者の雇用の促進等に関する法律の身体障害者、知的障害者及び精神障害者とする。

(一〇)　サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却制度について、償却割合を次のサービス付き高齢者向け賃貸住宅の区分に応じそれぞれ次のとおり引き下げた上、その適用期限を一年延長することとした。（租税特別措置法第一四条、第四七条及び第六八条の三四関係）

(1)　耐用年数が三五年未満であるもの　一〇〇分の一〇（改正前一〇〇分の一四）

(2)　耐用年数が三五年以上であるもの　一〇〇分の一四（改正前一〇〇分の二〇）